

 $\bigcirc$ 

# 一地界公報

平成23年5月6日(金) 第2240号

毎週火・金曜日発行

次 目

告示	
○指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	430
	同
○障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定に係る事業所の名称の	
変更(置賜総合支庁福祉課)	… 同
○予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師についての変更(保健薬務課)	… 同
○予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所…( 同	431
○公共測量の終了の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○土地改良区の役員の退任の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 同
	433
○土地改良区の役員の退任の届出・・・・・・・・・・・(置賜総合支庁農村計画課)	
	434
917	435
	同
	436
	) … 同
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市計画課)	
	) … 同
〇山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程( 同 )	) … 同
教育委員会関係	
規則	
○山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	438
選挙管理委員会関係	
告 示	
日	
○昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正	439
人事委員会関係	
規則	
○山形県人事委員会規則6-3 (職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則	訓… 同
公告	
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請・・・・・・・・・・(村山総合支庁地域振興課)	
○大規模小売店舗の新設の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	441
○あっせん員候補者の公示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\cdots 442$

正

誤

#### 山形県告示第411号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サ	ービン	スの種	指定年月日		
有限会社カイセイカンパニー	カイセイデイサービス 新庄市末広町7-4	通	所	介	護	平成23.	4. 18

# 山形県告示第412号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年5月6日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社カイセイカンパニー	カイセイデイサービス 新庄市末広町 7 – 4	介護予防通所介護	平成23. 4.18

# 山形県告示第413号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定相談支援事業者の名称		事業所の名称及び所在地									
及び主たる事務所の所在地	変	更	前	変	更	後	変更年月日				
社会福祉法人山形県社会福祉事業	サポート	センター	あずさ	あずさ			平成23. 4. 1				
山形市緑町一丁目9番30号	米沢市城	西一丁目	3番78号				<del>平</del> 成23. 4. 1				
社会福祉法人山形県社会福祉事業	サポート	センター	おきたま	おきたま							
団 山形市緑町一丁目 9 番30号	長井市台	町4番24	<del>.</del> 号				同				

# 山形県告示第414号

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により予防接種を行う医師について、次のとおり予防接種を行う主たる場所の変更があった。

平成23年5月6日

医	師	氏	名	予防接種	を行	i j j	主 た	る	場	所	変更年月日										
	Hilt	HP 20		<b>4</b>	1	変  更	前	Ş	変	更	後		发史平月日								
एन	可 部 貴 志	<u></u> 山形県立	山形県立中央病院		東北中央	病院		平成22.12.17													
阿		貝元	<u></u>	山形市大字青柳1800番地	I	山形市和合町三丁目2番5号					十)双22.12.17										
717	ш	III II77	四 式		叨 本	叨 本					1 収 き	田昭彦	11刀 立:	糖尿病内科クリニック		南館クリ	ニック				司
7	平田昭彦			山形市南館四丁目1番45	山形市南館四丁目1番45号					le1											
佐	蒸	ź.	> 忍					刃	糖尿病内科クリニック		南館クリ	ニック				司					
任	膝				藤忍		山形市南館四丁目1番45号		山形市南館四丁目1番45号					川川							

# 山形県告示第415号

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により予防接種法(昭和23年法律第68号)第3 条及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成23年5月6日

				山形県知事
医	師	氏	名	予防接種を行う主たる場所
	Pula		^ <b>ப</b>	医療機関名 所在地
稲	毛	雄	_	山 形 県 立 中 央 病 院 山形市大字青柳1800番地
江	П	真	里 子	山 形 県 立 中 央 病 院 山形市大字青柳1800番地
佐	藤	瑞	樹	山 形 県 立 中 央 病 院 山形市大字青柳1800番地
吉	﨑	直	人	山形市立病院 済生館 山形市七日町一丁目3番26号
佐	藤		潤	篠 田 総 合 病 院 山形市桜町2番68号
白	鳥	圭	子	篠 田 総 合 病 院 山形市桜町2番68号
Щ	П		修	篠 田 総 合 病 院 山形市桜町2番68号
大	道寺	飛	雄馬	山 形 厚 生 病 院 山形市大字菅沢字鬼越225番地
富	樫	厚	仁	至誠堂とかみクリニック 山形市富神前48番5号
齌	藤		博	べにばな内科クリニック 山形市成沢西四丁目11番32号
寒	河 江	正	明	さがえ整形外科クリニック 山形市あこや町二丁目2番23号
桃	井	義	敬	桃 井 整 形 外 科 山形市緑町四丁目14番8号
齋	野		真	かほく紅花クリニック 西村山郡河北町谷地中央五丁目9-15
笹		真	_	地方独立行政法人山形県・酒田 市病院機構 日本海総合病院 酒田市あきほ町30

	安	756	7	/百	地方独立行政	法人山形県・酒田	海田主なもは町20
		採	十	優	市病院機構	日本海総合病院	酒田市あきほ町30

## 山形県告示第416号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成23年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域 山形市印役町一丁目、三丁目、四丁目、五丁目
- 2 公共測量を実施した期間 平成22年8月25日から平成22年12月15日まで
- 3 作業の種類 公共測量(法務省不動産登記法第14条1項地図作成)

# 山形県告示第417号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東部土地改良区の次の役員が退任した旨の届 出があった。

平成23年5月6日

理事及び監事の別		氏	4	名		住	所
理事	鈴	木	信	雄	山形	市大字風間36	
同	仁	藤	満	昭	同	落合町432	
同	齋	藤	又	雄	同	大字風間13	
同	武	田	好	紹	同	大字風間12	
同	廣	谷	明	彦	同	大字青柳572	
同	富	塚	孝	弘	同	大字青柳765	
同	熊	谷	與右	コエ門 コーニュー	同	大字青柳874	
同	松	田	邦	雄	同	大字青柳1285-1	
同	三	沢	孫	四郎	同	大字青野550	
同	=	澤	友	吉	同	大字青野648	
監事	石	Щ		徹	同	大字青柳696	
同	森	谷	勝	司	同	大字風間499	

#### 山形県告示第418号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成23年5月6日

山形県知事 吉 村 美栄子

理事及び監事の別	J	毛	名			住	所
理事	鈴	木	信	雄	山形	市大字風間36	
同	佐	藤	文	_	同	落合町438	
司	森	谷	勝	司	同	大字風間499	
司	梅	津	與	蔵	同	大字風間1044-2	
同	廣	谷	明	彦	同	大字青柳572	
司	富	塚	孝	弘	同	大字青柳765	
司	佐	藤	幸	悦	同	大字青柳870	
司	設	楽	貞 二	郎	同	大字青柳934	
司	小笠	原		正	同	大字青野502	
司	三	澤	友	吉	同	大字青野648	
監事	菅	井	丈	男	同	大字風間 7	
同	玄	地	昭	敏	同	大字青柳632-2	

# 山形県告示第419号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、諏訪堰土地改良区の次の役員が退任した旨の 届出があった。

平成23年5月6日

理事及び監事の別		氏	名		住	所
理事	髙	橋	恭	平	西置賜郡白鷹町大字浅立3830番地	
同	菅	原	有	_	同 大字畔藤2583番地	
同	金	田	寿	_	長井市森907番地	
同	沼	澤	幸	七	同 五十川4209番地	

同	菊	地	富	夫	西置賜郡白鷹町大字浅立3772番地	
同	鈴	木		茂	同 大字広野1593番地	
同	佐	藤		隆	同 大字畔藤5510番地	
同	平	井	昌	信	同 5110番地	
監事	鈴	木		茂	同 大字浅立2634番地	
同	新	野	邦	昭	同 大字広野1556番地	
同	新	野	好	男	同 大字畔藤2515番地	

# 山形県告示第420号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、鮎貝堰土地改良区の次の役員が退任した旨の 届出があった。

平成23年5月6日

理事及び監事の別		氏	:	名	住所	
理事	加	藤	嘉	郎	西置賜郡白鷹町鮎貝3228番地1	
同	樋	П	秀	_	同 大字深山673番地	
同	榎	本	正	弘	同 大字山口264番地1	
同	江	П	幸	_	同 大字鮎貝5220番地79	
同	金	子	勝	見	同 2299番地	
同	横	沢	勝	Ξ	同 大字黒鴨805番地1	
同	石	Л	栄	_	同 大字鮎貝1532番地6	
同	岡	崎	鹿	造	同 大字菖蒲1476番地 1	
同	横	澤	昭	吉	同 大字鮎貝4228番地	
監事	矢	羽木	信	作	同 3332番地	
同	岡	部	勝	太郎	同 3264番地	
同	迎	田	博	正	同 大字箕和田1117番地	

#### 山形県告示第421号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、白鷹土地改良区の次の役員が退任した旨の届 出があった。

平成23年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏		4	Ä	住	所
理事	児	玉	源	太郎	西置賜郡白鷹町大字	高玉1031番地 2
同	髙	木	善	_	同 大字	:山口3656番地
同	今	野	善	昭	同大学	高玉912番地14
同	鈴	木	秀	喜	同大字	·横田尻5126番地
同	畄	冲	義	宏	同大字	-山口2379番地
同	高	木	與	_	同大学	高玉3990番地1
同	相	模	敏	浩	同大学	·横田尻5164番地
同	小	林	新	_	同	1244番地
同	信	夫	克	己	同大学	·鮎貝1036番地 1
監事	本	木	榮	助	同大字	高玉1144番地 1
同	船	Щ		寛	同大学	·横田尻1364番地 1

# 山形県告示第422号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、白鷹町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成23年5月6日

理事及び監事の別		氏	名			住	所
理事	児	玉	源	太	郎	西置賜郡白鷹町	丁大字高玉1031番地2
同	加	藤	嘉		郎	司	大字鮎貝3228番地 1
同	髙	橋	恭		平	同	大字浅立3830番地
同	髙	木	善		_	同	大字山口3656番地
同	鈴	木	秀		喜	同	大字横田尻5126番地

同	相	模	敏	浩	同 大字横田尻5164番地					
同	樋	П	秀	_	同 大字深山673番地					
同	榎	本	正	弘	同 大字山口264番地1					
同	江	П	幸	_	同 大字鮎貝5220番地79					
同	菅	原	有	_	同 大字畔藤2583番地					
同	金	田	寿	_	長井市森907番地					
同	鈴	木		茂	西置賜郡白鷹町大字広野1593番地					

## 山形県告示第423号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年5月6日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 土地改良区の名称 野川土地改良区
- 2 事務所の所在地 長井市清水町一丁目1番26号
- 3 認可年月日 平成23年4月15日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

# 山形県告示第424号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、土地改良区の合併を次のとおり認可した。 平成23年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 合併により設立する土地改良区の名称 白鷹町土地改良区
- 2 事務所の所在地

西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字長表二724番1

- 3 合併により解散する土地改良区の名称
  - (1) 諏訪堰土地改良区
  - (2) 鮎貝堰土地改良区
  - (3) 白鷹土地改良区
- 4 認可年月日

平成23年4月1日

5 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第425号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年5月6日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 組合の名称

東根市神町北部土地区画整理組合

2 事務所の所在地

東根市神町東一丁目2番1号

3 設立認可の年月日

平成17年1月7日

4 変更の内容

事業施行期間の延長

5 変更認可の年月日

平成23年5月6日

# 山形県告示第246号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成23年5月6日

山形県知事 吉 村 美栄子

売りさばき人の氏名		売	ŋ	さ	ば	き	所	の	所	在	地		承		認
	変		更		前			変		更		後	年	月	日
佐野 元	東置賜郡川西町大字上小松1542							東置賜郡川西町大字上小松3495						:23	4. 19
	番地1							番地						,20.	1. 10

# 山形県告示第427号

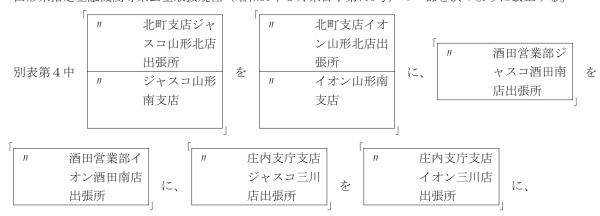
山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

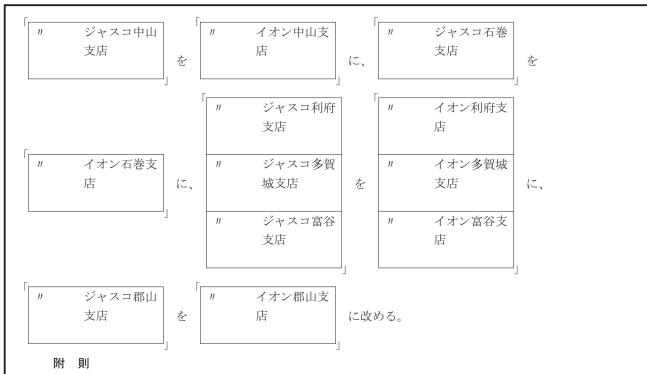
平成23年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。





この規程は、公布の日から施行する。

# 教育委員会関係

規則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年5月6日

> 山形県教育委員会 委員長 長 南 博 昭

#### 山形県教育委員会規則第9号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

附則第3項の次に次の1項を加える。

(特別休暇に関する暫定措置)

4 平成23年5月6日から平成24年3月31日までの間において、東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における別表その他の項の規定の適用については、同項第5号の3中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、「5日」とあるのは「5日(東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村(東京都の市町村を除く。)の区域内において、イに掲げる活動を行う場合にあっては、7日)」とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 選挙管理委員会関係

告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第28号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部を次のように改正する。 平成23年5月6日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

2 老人ホームの項の表中

ニチイのきらめき山形

を

ニチイケアセンター山形桧町

に改める。

# 人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 6-3 (職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月6日

山形県人事委員会 委員長 安孫子 俊 彦

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 平成23年5月6日から平成24年3月31日までの間において、東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における別表その他の項の規定の適用については、同項第5号の3中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、「5日」とあるのは「5日(東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村(東京都の市町村を除く。)の区域内において、イに掲げる活動を行う場合にあっては、7日)」とする。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年5月6日

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
  - 行財政情報サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県企画振興部情報企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2098
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年3月17日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社時事通信社 東京都中央区銀座五丁目15番8号

- 5 随意契約に係る契約金額 34,020,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)第10条第1項第1号該当

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成23年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成23年4月4日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
  - (1) 名称

特定非営利活動法人 グロース企画

(2) 代表者の氏名

佐藤 惣次

(3) 主たる事務所の所在地

寒河江市八幡町6番9号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、公共的な活動分野における協働を促進し、主体的なNPO活動の発展を目指し、以下の活動分野とする。

(1) 社会教育の推進を図る活動(2) まちづくりの推進を図る活動(3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動(4) 環境の保全を図る活動(5) 地域安全活動(6) 国際協力活動(7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動(8) 子どもの健全育成を図る活動(9) 情報化社会発展を図る活動(10) 科学技術の振興を図る活動(11) 経済活動の活性化を図る活動(12) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動(13) 消費者の保護を図る活動

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成23年9月6日まで縦覧に供する。

平成23年5月6日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ山形深町店・オートバックス山形深町

山形市深町一丁目3番30号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

仙南ハウス産業株式会社 宮城県柴田郡大河原町字新南34番地の5

代表取締役 八重樫義男

株式会社山形城南木材市場 山形市表蔵王60番地の1

代表取締役 安部政昭

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北24条20丁目1番21号

代表取締役 鶴羽樹

株式会社オートバックス山形 山形市深町一丁目3番30号

代表取締役 浅野淳一

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成23年12月22日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,636平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 50台
  - (2) 駐輪場の収容台数 14台
  - (3) 荷さばき施設の面積 48平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 13.2立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - イ 株式会社ツルハ
      - (4) 開店時刻 午前8時
      - (中) 閉店時刻 翌日の午前0時
    - ロ 株式会社オートバックス山形
      - (イ) 開店時刻 午前8時
      - (1) 閉店時刻 午後11時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時45分から翌日の午前0時15分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日

平成23年4月21日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年9月6日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに最上 町役場において平成23年9月6日まで縦覧に供する。

平成23年5月6日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 郷野目ストア最上店・丸徳ふるせ

最上郡最上町大字向町189外

2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社郷野目ストア 新庄市沖の町10番7号

代表取締役 郷野目一彦

株式会社丸徳ふるせ 最上郡最上町大字向町555番地

代表取締役 菅徳嘉

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
  - 平成23年12月20日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - 1,878平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 95台

- (2) 駐輪場の収容台数 20台
- (3) 荷さばき施設の面積 144.3平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 24立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - イ 株式会社郷野目ストア
      - (イ) 開店時刻 午前9時
      - (1) 閉店時刻 午後10時
    - ロ 株式会社丸徳ふるせ
      - (4) 開店時刻 午前7時
      - (1) 閉店時刻 午後7時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数

2 か所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 7 届出年月日

平成23年4月19日

8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年9月6日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりとする。 平成23年5月6日

山形県労働委員会会 長 立 松

潔

氏 名 閱 歴 立松 潔 山形県労働委員会委員、山形大学教授 浜 田 山形県労働委員会委員、弁護士 山形県労働委員会委員、山形大学教授 髙 橋 和 上 朗 山形県労働委員会委員、弁護士 Ш

平 洋 一 山形県労働委員会委員

富樫洋子 山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会女性委員会委員長

神 尾 浩 司 山形県労働委員会委員、東北電力労働組合山形県本部委員長

岡 田 新 一 山形県労働委員会委員、自治労山形県本部執行委員長 細 谷 眞 山形県労働委員会委員、JAM南東北山形県連絡会会長

齋 藤 健 山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会事務局長

鈴 木 合 子 山形県労働委員会委員、スズキハイテック株式会社常務取締役 長 岡 喬 山形県労働委員会委員、社団法人山形県経営者協会専務理事

井 上 敬 三 山形県労働委員会委員、山形パナソニック株式会社執行役員商事事業部事業部長

元 木 清 行 山形県労働委員会委員、株式会社ヤマコー取締役総務部長

菅 原 一 浩 山形県労働委員会委員、鶴岡商工会議所専務理事

鈴 木 徹 山形県労働委員会事務局長

伊藤義 一 山形県労働委員会事務局審査調整課長

平成23年5月6日(金曜日)

山 形 県 公 報 第2240号

正 誤

県公報 ページ 行 発行年月日 番 号

誤

正

平成22. 6.15 第2151号 702

下から21 平成22年6月14日 平成22年6月15日

同 同 同

下から12 平成22年6月14日

平成22年6月15日